

○茨城県警察音楽隊の運営に関する訓令

昭和37年6月25日
本部訓令第9号

〔沿革〕 昭和39年3月本部訓令第6号、43年3月第2号、46年7月第12号、47年10月第16号、54年3月第7号、62年3月第8号、平成4年3月第7号、5年3月第3号、7年6月第11号、11年3月第3号、6月第13号、12年3月第9号、13年3月第1号、25年3月第4号、26年3月第11号、令和元年8月第1号、3年2月第1号、5年3月第5号改正

茨城県警察音楽隊規程を次のように定める。
茨城県警察音楽隊の運営に関する訓令

目次

- 第1章 [総則（第1条—第4条）](#)
- 第2章 [隊長及び隊員（第5条—第8条）](#)
- 第3章 [出動演奏（第9条—第11条）](#)
- 第4章 [服务等（第12条—第15条）](#)
- 第5章 [雑則（第16条—第21条）](#)
- [附則](#)

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、茨城県警察音楽隊の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 警察本部に、茨城県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）を置く。

（任務）

第3条 音楽隊は、音楽の演奏を通じて、警察職員の情操の養成と士気の高揚を図り、あわせて警察広報に資することを任務とする。

（組織）

第4条 音楽隊は、隊長、楽長、副楽長その他の隊員で組織する。

第2章 隊長及び隊員

（隊長）

第5条 隊長は、警務部県民安心センター（以下「県民安心センター」という。）の警視の階級にある警察官をもって充てる。

（隊員の指名）

第6条 隊員は、次の基準に該当する警察職員のうちから、本部長が指名する。

- (1) 楽長及び副楽長にあつては、音楽技術にすぐれ、かつ、他の隊員を統率する能力を有する者であること。
 - (2) 楽長及び副楽長以外の隊員にあつては、音楽の演奏に関し熱意と素質を有する者であること。
- 2 隊員の任期は、1年とする。ただし、再指名を妨げないものとする。

（隊員の職務）

第7条 楽長は、隊長の命を受け、音楽隊の出動演奏及び演奏訓練を指揮する。

- 2 副楽長は、楽長を助け、楽長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 楽長以外の隊員は、楽長の指揮を受け、音楽隊の出動演奏及び演奏訓練に従事する。

（隊員の指名の解除）

第8条 本部長は、隊員がその職務を遂行できないと認められるとき、その他必要と認めるときは、隊員の指名を解除するものとする。

第3章 出動演奏

（出動演奏の申請）

- 第9条 音楽隊の出動演奏を求めようとする者には、その希望する演奏予定日の10日前までに、茨城県警察音楽隊出動演奏申請書（[別記様式第1号](#)）を本部長に提出させるものとする。
- 2 警察の主催する行事における前項の規定による申請は、当該行事の所管の所属（茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号）第2条第1号に規定する所属をいう。）の長（以下「所属長」という。）が行なうものとする。

（出動演奏の命令）

第10条 本部長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る事項が第3条の音楽隊の任務に適合し、かつ、警察の責務の遂行及び音楽隊の運営に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、音楽隊の出動演奏を命ずる。

第11条 削除

第4章 服務等

（規律を守る等の義務）

第

12条 隊員は、音楽隊の規律を守り、その音楽技術をみがき、一致協力して第3条の音楽隊の任務の達成に努めなければならない。

(品位を保つ義務)

第13条 隊員は、常に品位を重んじ、いやしくも音楽隊の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(勤務制)

第14条 県民安心センターに勤務する隊員の勤務制については、日勤制勤務（茨城県警察職員の勤務時間に関する訓令（昭和29年茨城県警察本部訓令第8号）第2条第1項第2号に規定する日勤制勤務をいう。）とする。

(勤務時間割)

第14条の2 県民安心センターに勤務する隊員の勤務時間割は、別に定める。

(楽器の管理)

第15条 音楽隊に属する楽器の使用、保管その他の管理については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 楽器は、汚損し、亡失し、又は盗難に遭わないように、相当の注意をもって取り扱うこと。
 - (2) 楽器は、常に良好な状態で使用することができるように、これを使用する隊員において整備すること。
 - (3) 楽器は、音楽隊の出動演奏又は演奏訓練のため必要な限度において持ち出すときのほか、所定の保管場所に保管すること。ただし、隊長の許可を受けたときは、この限りでない。
- 2 隊長は、楽器の管理に関する事務を総括する。

第5章 雑則

(訓練)

第16条 隊長は、隊員の演奏技術の向上を図るため計画的に訓練を行わなければならない。

(隊員の招集)

第17条 県民安心センターに勤務する隊員以外の隊員に対する音楽隊の演奏又は訓練のための招集は、本部長が当該所属長に対してその派遣を命じて行う。

2 前項の命令を受けた所属長は、やむを得ない理由がある場合を除き隊員を派遣しなければならない。

(月間活動計画)

第18条 隊長は、毎月、音楽隊の活動計画を定めるものとする。

(服制)

第19条 隊員の服制については、別に定める。

(簿冊)

第20条 音楽隊に、次の簿冊を備える。

音楽隊員名簿 (別記様式第2号)

楽器台帳 (別記様式第3号)

楽譜台帳 (別記様式第4号)

出動演奏記録簿 (別記様式第5号)

演奏訓練日誌 (別記様式第6号)

音楽隊関係書類綴

(補則)

第21条 この訓令に定めるもののほか、音楽隊の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和37年6月25日から施行する。

附 則 (昭和39年3月25日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月28日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年7月8日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則 (昭和47年10月30日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月29日本部訓令第7号)

1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 (昭和62年3月27日本部訓令第8号)

1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （平成4年3月27日本部訓令第7号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成5年3月11日本部訓令第3号抄）

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年6月11日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成11年3月11日本部訓令第3号）

この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成11年6月14日本部訓令第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の茨城県警察音楽隊の運営に関する訓令〔中略〕に規定する様式による書面については、改正後の茨城県警察音楽隊の運営に関する訓令〔中略〕に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合においては、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則 （平成12年3月27日本部訓令第9号）

この訓令は、平成12年3月27日から施行する。

附 則 （平成13年3月19日本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕
- 2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （平成25年3月21日本部訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年3月24日本部訓令第11号）

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 （令和元年8月6日本部訓令第1号）
この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

- 附 則 （令和3年2月12日本部訓令第1号）
（施行期日）
- 1 この訓令は、令和3年2月12日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和5年3月14日本部訓令第5号）
この訓令は、令和5年3月27日から施行する。
<様式略>